ホームページ公開用

令和８年第１回

定　例　会　議　事　録

開会：令和８年３月１８日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和８年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第１回定例会議録

１．令和８年３月１８日（水）　午後３時３０分

１．館山市菜の花ホール　１階　第１・２集会室

１．出席議員　８名

１番	鈴木　正一	２番	太田　浩		
３番	川﨑　浩之	４番	佐久間　章		
５番	峯　隆司	６番	川上　清		
７番	早川　正也	８番	大塚　昇		

１．欠席議員　なし

１．出席説明員

理事長	森　正一	副理事長	佐々木　久之
理事	石井　裕	理事	白石　治和
会計管理者	渡辺　修	消防長	須藤　和英
消防本部次長	廣瀬　睦	消防本部総務課長	上野　章吉
消防本部警防課長	庄司　義勝	消防本部予防課長	長谷川　貢一
消防本部総務課長補佐	本間　雅人	事務局長	今井　幹雄
事務局参事兼水道事業統合推進室長事務取扱	石井　聡	事務局水道事業統合推進室主幹	檜垣　和宏
事務局庶務係長	正木　誠司	事務局企画事業係長	野口　武

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第４　議案第２号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第５　議案第３号　安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６	議案第４号	火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議案第５号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第８	議案第６号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例の制定について
日程第９	議案第７号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業運営審議会条例の制定について
日程第10	議案第８号	安房郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について
日程第11	議案第９号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
日程第12	議案第10号	公告式条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第11号	組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第12号	安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第13号	安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第14号	職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第15号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第16号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第17号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第18号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第19号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第20号	令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）

日程第23	議案第21号	令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会予算
日程第24	議案第22号	令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算

午後３時３０分　開会

開会宣言

議長（川﨑浩之）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。

よって、令和８年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第１回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。直ちに会議を開きます。

日程の決定

議長（川﨑浩之）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配付

議長（川﨑浩之）

議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長（川﨑浩之）

本定例会の議案審査のため、地方自治法第１２１条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承ください。

諸般の報告

議長（川﨑浩之）

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から「令和７年度一般会計の１１月から１月分に関する出納検査結果」の報告がされております。

お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（川﨑浩之）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

２番議員、太田浩さん。

太田浩

はい。

議長（川﨑浩之）

８番議員、大塚昇さん。

大塚昇

はい。

議長（川﨑浩之）

以上、２名にお願いいたします。

日程第２　会期の決定

議長（川﨑浩之）

日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長（川﨑浩之）

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。

森理事長。

理事長（森正一）

本日ここに、令和８年組合議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまし

て、誠にありがとうございます。
さて、本定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、条例議案１９件、補正予算、当初予算２件の計２２件でございます。
その概要につきまして、ご説明申しあげます。
まず、議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、一部の特別職の職員が会議に出席した際、費用弁償として旅費を支給できるようにするとともに、新たに設置される水道事業運営審議会委員の日額報酬を追加しようとするものです。
次に、議案第２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、県人事委員会勧告に準じて、期末勤勉手当の支給月数の調整等を行うとともに、消防職員定員適正化計画の改正により級別基準職務の見直し等、本条例の一部を改正しようとするものです。
次に、議案第３号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、水道業務に関わる会計年度任用職員の特殊勤務手当や期末勤勉手当、通勤手当等の支給について、本条例の一部を改正しようとするものです。
次に、議案第４号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、近年、増加傾向にある林野火災の防止を図ることを目的として、林野火災注意報・警報を発令できるように改正しようとするとともに、サウナ設備に適用される基準について本条例の一部を改正しようとするものです。
次に、議案第５号「安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例の制定について」から議案第１９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、令和８年４月１日に統合を予定している水道事業において、必要となる条例の制定及び改正をしようとするものです。
次に、議案第２０号「令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）」でございますが、歳入歳出予算の補正として歳入歳出それぞれ１億２，０４８万７千円を減額し、総額を３８億７，６６７万５千円にしようとするものでございます。また、併せまして、繰越明許費の設定及び地方債の変更をしようとするものです。
次に、議案第２１号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」でございますが、令和８年度予算案の総額は３８億２，５４０万円で、前年度当初予算比較では１億６，４６９万１千円、率にして４．１３パーセントの減額となりました。
令和８年度の主な事業ですが、職員の共同研修及び採用試験事業で５３２万

４千円、救急医療対策事業で１億２１万３千円、火葬場運営事業で１億３，６９８万９千円、粗大ごみ処理施設解体事業で１億２，４１１万７千円、などとなっています。また、消防事業につきましては、千葉県消防救急無線設備維持管理や再整備に係る負担金１億１，８２７万９千円、消防車両の更新や消防救急デジタル無線装置の更新等で１億６，７３９万円、などとなっております。

次に、議案第２２号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」でございますが、令和８年４月１日に設置される水道事業における予算でございます。

業務の予定量といたしまして、給水戸数６万５，１８０戸、年間総給水量１，５００万４，７４１立方メートルを見込んでおります。予算第３条に定める収益的収支の予定額ですが、収益的収入は５３億８，４７２万円、収益的支出は５５億５，３５７万２千円をそれぞれ計上いたしました。

また、予算第４条に定める資本的収支の予定額ですが、資本的収入は５７億４，５３９万３千円、資本的支出は６５億８，７８４万４千円をそれぞれ計上いたしました。

なお、資本的収支で不足する８億４，２４５万１千円は、損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

以上、簡単ではございますが、私のあいさつ並びに提案理由の説明といたします。

よろしくご審議くださるよう、お願い申しあげます。

日程第３　議案第１号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川﨑浩之）

日程第３、議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（今井幹雄）

はい、事務局長。

それでは、議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

資料は、四角の１番「定例会議案」の１ページから２ページ、四角の２番「定例会議案説明資料」の１ページとなります。

今回の改正は、理事及び組合議員を除いた監査委員や産業医等の非常勤特別職の身分の職員が、本組合の求めにより会議に出席いただいた際に、構成市町の扱いと同様に、交通費に相当する旅費を支給できるようにするものでございます。

加えて、あらたに４月より新設される水道部における「安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業運営審議会委員」の日額報酬を追加するものです。

説明は以上です。

議長（川﨑浩之）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、会議規則第４６条により、発言は１件につき、１人２回までとなっておりますので、ご承知おきください。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第１号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第２号　　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川﨑浩之）

日程第４、議案第２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（今井幹雄）
はい、事務局長。
それでは、議案第２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。
資料は四角の１番「第１回定例会議案」の３ページから６ページ。四角の２番「第１回定例会議案説明資料」の２ページから７ページとなります。
今回の改正は、千葉県人事委員会勧告に準じ、普通自動車等と原動機付自転車等の通勤手当の月額表の統合、加えて月額表の通勤手当の支給距離数の上限の引上げ及び期末勤勉手当の支給月数の調整を行おうとするものでございます。
また、今年度実施をした「消防職員定員適正化計画」の改正により、消防職員数の増加が見込まれること、また各級の責任と負担を整理し、より柔軟かつ広範囲の人事配置を可能とするため、級別基準となる職務の見直しを行おうとするものでございます。
説明は以上です。

議長（川﨑浩之）
以上で内容の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑のある方は、ご発言願います。

鴨川市議員（佐久間章）
はい。

議長（川﨑浩之）
はい、佐久間議員。

鴨川市議員（佐久間章）
お伺いいたします。
人事委員勧告では、地域手当を２パーセントから４パーセントに引き上げるというような勧告がされております。当組合の給与に関する条例では第１０条２の２で地域手当は決められておりますが、その中で１００分の４を超えない範囲で支給するというような条例になっておりますが、令和８年度に関して地域手当の支給はどのように考えているのかお伺いします。

事務局長（今井幹雄）
　はい、事務局長。

議長（川﨑浩之）
　事務局長。

事務局長（今井幹雄）
　ご質問のありました地域手当の関係でございますが、構成市町それぞれ様々な対応をしております。その中で広域といたしましては、令和７年度、今年度と同様に地域手当は２パーセントのままという形で理事の皆様方を含めまして協議した結果、そういう対応としていきたいと考えております。
　以上です。

鴨川市議員（佐久間章）
　承知しました。

議長（川﨑浩之）
　他にご質疑ありませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　これより採決いたします。
　議案第２号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第３号　　安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川﨑浩之）
　日程第５、議案第３号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の

給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
内容の説明を求めます。

事務局長（今井幹雄）
はい、事務局長。
議案第３号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。
資料は四角の１番「第１回定例会議案」の７ページから１４ページ、四角の２番「第１回定例会議案説明資料」の８ページから１６ページとなります。
今回の改正は、会計年度任用職員の雇用に際し、水道業務に携わる職員の特殊勤務手当の支給について、必要な改正を行うとともに、正職員の給与改定に準じて期末勤勉手当の支給月数、給料表並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償額の改定を行うものでございます。
なお、現在、鴨川市、南房総市、鋸南町及び三芳水道企業団において勤務する会計年度任用職員のうち、水道事業統合後も本組合で勤務する職員につきましては、統合前の勤続期間が通算できるようにするため、附則に経過措置を規定しております。
説明は以上です。

議長（川﨑浩之）
以上で内容の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑のある方は、ご発言願います。
ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
ご質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第３号「安房郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４号　　火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川﨑浩之）
日程第６、議案第４号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
内容の説明を求めます。

消防本部消防長（須藤和英）
はい。消防長。

議長（川﨑浩之）
はい。消防長。

消防本部消防長（須藤和英）
議案第４号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。
議案は、四角の１番「第１回定例会議案」１５ページから１７ページまで、四角の２番の「議案説明資料」１７ページから２０ページをご覧ください。
この度の改正につきましては、火を使用する設備等に関する関係省令の改正及び林野火災の予防に関し、火災予防条例例の改正が国から示されたことを踏まえ、「簡易サウナ設備」及び「林野火災の予防」に関して、火災予防条例を改正するものです。
はじめに、「簡易サウナ設備」に関する改正でございますが、近年のサウナブームを背景に従来の浴場等の建物内に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテントや木製の樽型構造などのサウナ設備が全国的に増加しています。
しかしながら、現行のサウナ設備に関する基準は、建物内設置を前提としたものであり、屋外等に設置される消費熱量の小さいサウナ設備、いわゆる簡易サウナ設備については、十分に対応できていない状況でございます。
本改正では、対象火気設備等の位置、構造、管理方法や、火気器具の取扱い及び離隔距離に関する基準について、関係省令・告示に基づき、必要な基準を火災予防条例に規定するための改正となります。
次に「林野火災の予防」に関する改正でございますが、令和７年２月に岩手

県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、国から火災予防条例例の改正が公布されたことにより火災予防条例の一部を改正するものです。

主な改正内容について、でございますが１点目といたしまして、火災予防条例上の「火災に関する警報」が消防法に基づくものであることを明確にする。

２点目といたしまして、事務所や住宅における火を使用する設備・器具の技術革新、従前からの生活様式の変化等を踏まえ、「火災に関する警報」の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限の規定を削除する。

３点目といたしまして、火災に関する警報の発令中、火の使用を制限する対象区域を指定できることとする。

４点目といたしまして、林野火災の注意喚起をするため、「林野火災に関する注意報」に関する規定を新設する。

５点目として、消防署に届出が必要な「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に「たき火」が含まれることを明確にする。

６点目として、消防署に届出が必要な行為の届出対象となる期間及び区域を指定できることとする。

以上の６点が主な改正内容となります。

なお、本改正の施行期日の予定といたしましては、令和８年４月１日とするものです。

以上で議案第４号の説明を終わります。

議長（川﨑浩之）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

鴨川市議員（佐久間章）

はい、議長。

議長（川﨑浩之）

佐久間章議員。

鴨川市議員（佐久間章）

条例では「消防長は」というような表現になっております。発令権者は消防長という理解でよろしいか。

消防本部消防長（須藤和英）
　はい、消防長。

議長（川﨑浩之）
　消防長。

消防本部消防長（須藤和英）
　ただ今の質疑にお答えします。
　安房郡市消防本部消防長に対する事務委任規則、昭和４７年４月１日交付により、消防法第２２条第３項の火災に関する警報を発する権限は消防長に事務委任されておりますことから、林野火災警報の発令権者は消防長となります。
　また、委任事項については、「危険物・火災の警戒」、「危険物の規制・規則に関する政令」、「消防本部で行う各種証明に関すること」となります。
　以上です。

議長（川﨑浩之）
　佐久間章議員。

鴨川市議員（佐久間章）
　条例２９条の８で、「努力義務の対象となる区域を指定することができる」というような表現になっています。この指定地域は例えば市町村単位なのか、もっと小さい単位なのかについてお伺いいたします。

議長（川﨑浩之）
　消防長。

消防本部消防長（須藤和英）
　ただ今の質疑にお答えします。
　発令区域は安房管内全域です。これは火入れ許可が必要な範囲は森林から１キロメートルですが、それに合わせた場合、安房管内は市街地の一部を除き、ほぼ網羅されてしまうような状況です。また、火入れ許可に合わせて１キロメートルとすると、制限を受ける範囲が地域住民の方に対してわかりにくくなるということが考えられます。さらに、強風時の火の粉が過去の火災事例を踏まえると、約２キロ先まで飛んだ事例もあることから安房管内を全域の範囲といたしました。

鴨川市議員（佐久間章）
　了解しました。

議長（川﨑浩之）
　他にご質疑ありませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　これより採決いたします。
　議案第４号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７	議案第５号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第８	議案第６号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業給水条例の制定について
日程第９	議案第７号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業運営審議会条例の制定について
日程第 10	議案第８号	安房郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について
日程第 11	議案第９号	安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 10 号	公告式条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13	議案第 11 号	組織条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14	議案第 12 号	安房郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 13 号	安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護

に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16　議案第 14 号　職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17　議案第 15 号　職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18　議案第 16 号　職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19　議案第 17 号　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20　議案第 18 号　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 21　議案第 19 号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川﨑浩之）

次に日程第７、議案第５号「安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例の制定について」から日程第２１、議案第１９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、水道事業設置に伴う条例の制定で関連があることから、一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局参事（石井聡）

はい、事務局参事。

議長（川﨑浩之）

事務局参事。

事務局参事（石井聡）

それでは、日程第７「議案第５号」から日程第２１「議案第１９号」につきましては、当組合で水道事業を開始することに伴い整備する条例のため、一括してご説明いたします。

資料は表紙１番の「定例会議案」の１８ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２１ページをお開きください。

なお、これからの説明につきましては、議案名等冒頭の「安房郡市広域市町村圏事務組合」という組織名の読み上げを省略させていただきますので、その

旨ご了承ください。
議案第５号「水道事業の設置等に関する条例の制定について」は、地方公営企業法の規定に基づき、当組合が行う水道事業の設置及び経営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の２２ページから２４ページをご覧ください。
主な内容でございますが、第２条第２項で水道事業の給水区域を館山市全域、浜荻の一部、天津の一部、内浦の一部、小湊の一部、清澄の一部をそれぞれ除く鴨川市域、南房総市全域、鋸南町全域とすること。また、給水人口を１０万７，７００人とすること。１日最大給水量を６万１，５００立法メートルとすることなどを定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の２５ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２２ページをそれぞれお開きください。
議案第６号「水道事業給水条例の制定について」は、給水における料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項をそれぞれ定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の３１ページをお開きください。
主な内容でございますが、第２３条で一月当たりの給水区域ごとの水道料金などを定めようとするものでございます。
なお、ご覧の資料の３８ページから４３ページにかけて別表として水道料金表を記載していますので、後ほどご確認ください。
資料は表紙１番の「定例会議案」の４５ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２３ページをお開きください。
議案第７号「水道事業運営審議会条例の制定について」は、水道事業の円滑な運営を図るために設置する水道事業運営審議会に必要な事項を定めようとするものでございます。
主な内容でございますが、第２条で「理事会の諮問に応じ水道事業計画や水道料金等に関することなどについて調査・審議すること」、第３条で「審議会の委員は１２人以内で組織すること」などを定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の４７ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２４ページをお開きください。
議案第８号「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について」は、地方公営企業法の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準を定めようとするものでございます。
主な内容でございますが、第３条で給料表を設けること、資料は表紙１番の「定例会議案」の４８ページの第４条以降で特殊勤務手当等について支給する

条件などを定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の５０ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２５ページをお開きください。
議案第９号「水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」は、水道法の規定に基づき技術上の監督業務を行うため、水道の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めようとするものでございます。
主な内容でございますが、第３条で布設工事監督者の資格は学校教育法による学校における土木工学科、またはこれに相当する課程の履修経歴と水道に関する技術上の実務経験との総合判断によるものとし、その具体的な基準をそれぞれ定めようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の５７ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２６ページをお開きください。
議案第１０号からは条例の一部改正になります。
議案第１０号「公告式条例の一部を改正する条例の制定について」は、条例や規則の公布は組合の事務所、消防本部の掲示場に、新たに水道部の主たる事務所を追加しようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の５８ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２７ページをお開きください。
議案第１１号「組織条例の一部を改正する条例の制定について」は、安房地域水道事業統合協議会の業務が終了するため、第２条第８号に規定する当協議会の事務局に関することを削ろうとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の５９ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２８ページをお開きください。
議案第１２号「情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」は、新たに水道事業を追加するため、第２条実施機関の理事会に水道事業管理者の権限を行う理事会を含む、を追加すると共に、統合前の各水道事業体の取り扱いについて経過措置を追加しようとするものでございます。
資料は表紙１番の「定例会議案」の６０ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の２９ページをお開きください。
議案第１３号「個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」は新たに水道事業を追加するため、第２条組合の機関の理事会に水道事業管理者の権限を行う理事会を含む、を追加すると共に、統合前の各水道事業体の取り扱いについて経過措置を追加しようとするものでございます。

資料は表紙１番の「定例会議案」の６１ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３０ページをお開きください。

議案第１４号「職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、事務局の職員から水道事業統合推進室の職員８名を削り令和８年度から事務局の職員を８名にすると共に、新たに水道事業企業職員７０名を追加しようとするものでございます。

資料は表紙１番の「定例会議案」の６４ページを、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３２ページをお開きください。

議案第１５号を飛ばしまして、先に議案第１６号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をいたします。水道事業企業職員の内、管理職手当を支給する職員を管理監督職勤務の上限年齢制の対象に追加しようとするものでございます。

ただ今、説明を飛ばしました議案第１５号、また、議案第１７号から第１９号までの４件につきましては、いずれも統合前の各水道事業体の手続き等を引き継ぐため、水道事業の編入に伴う経過措置をそれぞれ追加しようとするものでございます。それぞれ記載しております資料のページを申しあげますので、ご確認をお願いします。

議案第１５号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、資料表紙１番の「定例会議案」の６２ページから６３ページにかけて、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３１ページにそれぞれ記載してございます。

議案第１７号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」は、資料表紙１番の「定例会議案」の６５ページ、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３３ページにそれぞれ記載してございます。

議案第１８号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、資料表紙１番の「定例会議案」の６６ページに、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３４ページにそれぞれ記載してございます。

議案第１９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、資料表紙１番の「定例会議案」の６７ページに、また、表紙２番の「定例会議案説明資料」の３５ページにそれぞれ記載してございます。

以上で、日程第７「議案第５号」から日程第２１「議案第１９号」についての説明を終わります。

議長（川﨑浩之）

以上で内容の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。
ご質疑のある方は、ご発言願います。

鴨川市議員（佐久間章）
はい、議長。

議長（川﨑浩之）
佐久間章議員。

鴨川市議員（佐久間章）
議案第６号についてお伺いします。資料１の４０ページ、ここに料金が掲載されております。例えば館山市の一般の１３ミリが８２０円、鴨川市の一般の１３ミリが１，５１０円というような価格が設定されております。こちらに関しましては、統合協議会の中での協議事項であったのかなと推測できますが、統一できなかったのかどうかその点をお伺いいたします。

事務局参事（石井聡）
はい、事務局参事。

議長（川﨑浩之）
事務局参事。

事務局参事（石井聡）
それではお答えします。
水道事業体の料金が現在、ばらばらでございます。安房地域水道事業統合協議会では令和７年３月に策定しました「安房地域水道事業統合広域化基本計画」その中で段階的に料金を改定して、令和１３年４月に統一するという計画で協議の方をさせていただいております。

鴨川市議員（佐久間章）
今の件、承知しました。

議長（川﨑浩之）
他にご質疑ありませんか。

鴨川市議員（佐久間章）
　他の件でよろしいですか。

議長（川﨑浩之）
　どうぞ。

鴨川市議員（佐久間章）
　はい、議長。

議長（川﨑浩之）
　佐久間章議員。

鴨川市議員（佐久間章）
　それでは資料１の５７ページ、公告式条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。こちらは、掲示板の設置を増やすというようなことですが、この中で「消防本部又は水道部の主たる事務所に改める」ということで、「又は」という表現を使っていますが、理解でいますと３箇所になるという考え方なのか、２箇所という考え方なのか、お伺いいたします。

事務局参事（石井聡）
　はい、事務局参事。

議長（川﨑浩之）
　はい、事務局参事。

事務局参事（石井聡）
　それではお答えいたします。
　お見込みのとおり、３個所になるということです。

鴨川市議員（佐久間章）
　承知しました。

議長（川﨑浩之）
　他に質疑ございませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、議案第５号から議案第１９号を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５号「安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業の設置等に関する条例の制定について」から議案第１９号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22　議案第 20 号　　令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）

議長（川﨑浩之）

日程第２２、議案第２０号「令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）」を議題といたします。

内容の説明を求めます。

事務局長（今井幹雄）

はい、事務局長。

議長（川﨑浩之）

事務局長。

事務局長（今井幹雄）

議案第２０号「令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）」について、ご説明いたします。四角の１番「第１回定例会議案」の６８ページをご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ１億２，０４８万７千円を減額し、総額を３８億７，６６７万５千円としようとするものです。

また、併せて、繰越明許費の設定及び地方債の変更を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正内容につきましては、四角の１番「定例会議案」の７２ページから７３ページ、四角の２番「定例会議案説明資料」の３６ページの上

段をご覧ください。
まず、歳出予算の補正ですが、４款「衛生費」につきましては、粗大ごみ処理施設解体事業について、粗大ごみ処理施設解体工事に係る施工監理業務委託及び工事請負費の契約額確定に伴う減額でございます。
また、併せて、７款「予備費」のうち、粗大ごみ処理施設解体工事費に係る部分を減額いたします。
５款「消防費」につきましては、防災基盤整備事業では、千葉県消防救急無線設備再整備負担金について、事業費の確定に伴う減額となります。
次に、消防設備等整備事業についてですが、千倉分署配備の高規格救急自動車の契約額確定に伴う減額となります。
６款「公債費」につきましては、令和６年度借入地方債の利率確定に伴う減額でございます。
これらの歳出予算の補正に係る歳入財源ですが、４款「衛生費」につきましては、前年度繰越金を増額します。
また、５款「消防費」につきましては、市町負担金及び地方債を減額いたします。加えて、昨年１２月の第２回臨時議会において議決をいただきました、千葉県消防救急無線設備整備費等助成金について、事業を取りまとめている千葉県消防長会より、助成金額の修正の通知があったため、助成金額の増額も併せて行います。
四角の２番「定例会議案説明資料」の３６ページ下段に市町負担金補正額の一覧、３７ページ中段以降に地方債補正の説明資料を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。
続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。四角の１番「定例会議案」の７０ページの上段、四角の２番「議案説明資料」の３７ページ上段をご覧ください。
消防設備等整備事業のうち、鴨川消防署配備の消防ポンプ自動車に係る機械器具費等につきまして、今年度中の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものです。
説明は以上です。

議長（川﨑浩之）
以上で内容の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
ご質疑のある方は、ご発言願います。
ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第２０号「令和７年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号）」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23　議案第 21 号　　令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算

議長（川﨑浩之）
日程第２３、議案第２１号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題といたします。
内容の説明を求めます。

事務局長（今井幹雄）
はい、事務局長。

議長（川﨑浩之）
事務局長。

事務局長（今井幹雄）
議案第２１号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」について、ご説明いたします。
資料は、別冊１の「令和８年度一般会計予算書」、四角の２番「第１回定例会議案説明資料」の３８ページから４６ページとなります。
令和８年度一般会計当初予算額は、総額３８億２，５４０万円。今年度当初予算と比較いたしますと、１億６，４６９万１千円の減額でございます。
次に、歳出予算の概要ですが「予算書」により、ご説明させていただきます。また併せて「議案説明資料」もご覧いただければと思います。
それでは、「予算書」の１０ページをご覧ください。「議案説明資料」は３９ページからになります。

第１款「議会費」でございますが、予算額２９万６千円と前年度当初予算と比較して、１５万２千円の減でございます。減額の理由といたしましては、会議録の調整につきまして今年度までは委託にて行っておりましたが、令和８年度から事務局職員にて調整を行うため、委託料分の減額となります。

次に、第２款「総務費」でございますが、第１項「総務管理費」及び第２項「監査委員費」の予算額合計は、９，６８３万７千円で、前年度当初予算と比較して、５４６万３千円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、令和７年度給与改定に伴う人件費の増額と監査委員の会議出席に伴う、費用弁償分の増加となっております。

次に、「予算書」の１３ページをご覧ください。

第４款「衛生費」でございますが、第１項「保健衛生費」、第１目「保健衛生総務費」の予算額は、１億２１万３千円で、前年度当初予算とほぼ同額でございます。

次に、第２目「火葬場費」の予算額は、１億３，６９８万９千円で、前年度当初予算と比較いたしまて、７３９万８千円の減となっております。火葬場運営事業につきましては、施設の運営・維持管理について例年計上している経費を当初予算として計上しておりますが、減額している主な要因といたしましては、火葬場定期修繕等の修繕箇所の減が主な理由となっています。

第２項「清掃費」、第３目「粗大ごみ処理施設解体費」でございますが、予算額は１億２，４１１万７千円で、前年度当初予算と比較して１，７５３万９千円の減となっております。減額の要因は、今年度から２か年計画で実施する粗大ごみ処理施設の解体工事に伴う、解体工事の施工監理業務委託料及び解体工事請負費の契約額確定による減でございます。

第３項「水道費」、第１目「水道事業統合推進費」の予算額は、前年度当初予算と比較して皆減でございます。令和８年度に新設される「水道事業会計」に予算を移行するため、一般会計での予算計上はございません。

次に、「予算書」の１４ページをご覧ください。

第５款「消防費」でございますが、第１項「消防費」、第１目「常備消防費」の予算額は、２６億４，１３１万９千円で、前年度当初予算と比較して、１億３，７７６万６千円の増でございます。増額の主な要因といたしましては、令和７年度給与改定などによる人件費の増、加えて「消防職員適正化計画」に基づく、職員数の増加等が理由となっております。

次に、「予算書」の１８ページをご覧ください。

第２目「消防施設費」の予算額は、３億４，７３４万２千円で、前年度当初予算と比較して、１億３１０万３千円の減でございます。減額の主な要因といたしましては、神戸分遣所旧庁舎解体事業の完了、並びに千倉分署高規格救急

自動車、館山消防署化学消防ポンプ自動車の更新完了に伴うものでございます。
第６款「公債費」でございますが、令和８年度は元利合計で、３億５，４６８万７千円となり、令和４年度に借り入れた神戸分署建設事業の元金償還が開始することによる増などでございます。
第７款「予備費」につきましては、前年度より１４０万円減の２，３６０万円といたしました。
次に、歳入予算について、ご説明申しあげます。
「予算書」の８ページから９ページをご覧ください。
はじめに、第１款「分担金及び負担金」でございますが、市町負担金は、総額３３億５，７５８万３千円で、前年度との比較では１５２万９千円の減でございます。減額の主な要因でございますが、給与改定に伴う人件費の増額もあるところですが、３目「衛生費負担金」として水道予算として計上されていた「水道事業統合推進費負担金」こちらが皆減になりますので大幅な減額となっております。市町負担金の各市町の内訳につきましては、「予算書」の３０ページに記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。
次に、第２款「使用料及び手数料」でございますが、「使用料」では、火葬場使用料等で３，３７８万２千円。「手数料」では、危険物関係手数料等で７０万１千円を見込んでおり、前年度とほぼ同額でございます。内訳につきましては、それぞれ右側の説明欄に記載のとおりでございます。
次に、第３款「国庫支出金」でございますが、令和８年度は国庫補助対象事業がございませんので、前年度との比較では皆減となります。
次に、第５款「繰越金」でございますが、前年度繰越金は８，５５０万円を見込んでおります。
次に、第６款「諸収入」ですが、グループ保険取扱手数料などで３，４１３万４千円、前年度との比較では、３，１６１万２千円の増でございます。増額の主な要因でございますが、今年度当初予算には計上されていなかった「千葉県消防救急無線設備整備費等助成金」分の増加によるものでございます。
次に、第７款「組合債」でございますが、総額３億１，３７０万円を見込でおります。粗大ごみ処理施設解体事業や消防ポンプ自動車整備事業、鴨川消防署訓練塔補修工事などに充てるものですが、対象事業及び地方債の種類等の詳細につきましては、「議案説明資料」の４１ページに記載してございますので、ご確認いただければと思います。
歳入予算につきましては、以上でございます。
なお、「予算書」の１９ページから２５ページまでが、給与費明細書となりまして、記載のとおりでございます。
次の２６ページから２８ページは、債務負担行為に係る調書でございますが

２６ページの上の表をご覧ください。
新たに設定いたします、債務負担行為は「火葬場指定管理業務委託料」で、現在、火葬場の管理運営について、指定管理者制度を採用しており、令和８年度末をもって指定管理期間を満了することから、令和８年度から複数年契約を行い、事務事業の円滑な実施を図ろうとするものでございます。
また、次の２９ページは「地方債に係る調書」、３０ページは「市町負担金算出資料」となっておりまして、それぞれ記載のとおりでございます。
続きまして、来年度の主要事業につきまして簡潔に説明いたします。
「議案説明資料」の４２ページをご覧ください。
第２款「総務費」でございますが、市町等職員共同研修事業につきましては例年と同様の内容でございます。
次に、市町等職員採用試験事業につきましては、これまで作文試験の採点を構成市の教育委員会部局に配置された県教諭及び引退された先生に依頼しておりましたが、来年度は外部に委託し、実施するものでございます。
第４款「衛生費」でございますが、病院群輪番制病院運営事業、在宅当番医制事業。４３ページに移りまして、夜間急病診療事業及び安房地域医療センター救急センター建設事業等補助事業につきましては、例年と同様の内容でございます。
次に、火葬場運営事業につきましては、施設の運営・維持管理について例年と同様に行おうとするものでございます。
４４ページをご覧ください。
粗大ごみ処理施設解体事業につきましては、今年度から引き続き令和８年度にかけて、粗大ごみ処理施設の解体工事を行おうとするものでございます。
次に、第５款「消防費」でございますが、防災基盤整備事業につきましてはちば消防共同指令センターの運用経費負担金のほか、令和６年度から令和８年度にかけて行われている、指令システムの全体更新に係る負担金を計上しております。また、千葉県消防救急無線設備維持管理費負担金を計上しているほか、令和７年度から令和９年度にかけて行われる、消防救急無線設備の再整備に係る負担金を計上しております。
４５ページをご覧ください。
消防施設等整備事業につきましては、鋸南分署に女性職員を配置できるようにするための改修工事、鴨川消防署の訓練塔の補修、消防本部・館山消防署緊急車両車庫のオーバースライダーの修繕をそれぞれ行うとするものです。
４６ページをご覧ください。
消防設備等整備事業につきましては、白浜分署の高規格救急自動車、館山消防署の広報車、消防本部の公用車を更新するほか、鴨川消防署配備のはしご車

のオーバーホール、デジタル無線装置の更新、化学車を水槽付消防ポンプ自動車として運用するために必要となる資機材の補充を、それぞれ行おうとするものです。
　説明は以上でございます。

議長（川﨑浩之）
　以上で内容の説明を終わります。
　これより質疑に入ります。
　ご質疑のある方は、ご発言願います。
　ご質疑ありませんか。
　（「なし」の声あり）
　ご質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　これより採決いたします。
　議案第２１号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認めます。
　よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24　議案第 22 号　　令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算

議長（川﨑浩之）
　日程第２４、議案第２２号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局参事（石井聡）
　はい、事務局参事。

議長（川﨑浩之）
　事務局参事。

事務局参事（石井聡）
それでは、日程第２４、議案第２２号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」について、ご説明いたします。
資料は別冊２の「和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算書」をご用意ください。
水道事業会計予算ですが、統合・広域化後の料金統一までのセグメント別会計期間中は、安房地域の４つの水道事業運営に必要な予算を連結して編成し、定めようとするものでございます。
表紙をめくっていただき、１ページをご覧ください。
第１条は「総則」でございます。
第２条は「業務の予定量」で、給水戸数を６万５，１８０戸、年間総給水量を１，５００万４，７４１立法メートル、１日平均給水量を４万１，１０９立法メートルと定め、主要事業として、連絡管布設事業や老朽管更新事業などを実施しようとするものでございます。
第３条は「収益的収入及び支出の予定額」でございます。
収入の総額を第１款「水道事業収益」として、５３億８，４７２万円に、支出の総額を第１款「水道事業費用」として５５億５，３５７万２千円にそれぞれ定めようとするものでございます。
資料は２ページをご覧ください。
第４条は、「資本的収入及び支出の予定額」でございます。
収入の総額を第１款「資本的収入」として、５７億４，５３９万３千円に、支出の総額を第１款「資本的支出」として６５億８，７８４万４千円にそれぞれ定めようとするものでございます。
なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する８億４，２４５万１千円は損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。
第５条は「継続費」で、白浜浄水場のろ過機更新工事、総額６億３，８６１万６千円、令和８年度の年割額１億９，１５８万５千円等を定めようとするものでございます。
資料は３ページをご覧ください。
第６条は「企業債」で、起債の目的、限度額等について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。
第７条は「一時借入金」で、予算内の支出のため、借り入れる場合の限度額を２０億円に定めようとするものでございます。
第８条は「予定支出の各項の経費の金額の流用」で、予定支出の項をまたぐ経費の流用について、（１）及び（２）に記載の場合に限り、その流用ができると定めようとするものでございます。

第９条は「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」で、職員給与費を７億３，４００万２千円にまた、交際費を９万５千円にそれぞれ定めようとするものでございます。

資料は４ページをご覧ください。

第１０条は「関係市町からの補助金」で、各市町の一般会計から補助を受ける金額について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第１１条は「たな卸資産購入限度額」で年度内に購入する「たな卸資産」の購入限度額を５，６５４万円に定めようとするものでございます。

ただ今ご説明いたしました予算について、併せて「予算に関する説明書」を７ページから２７ページまで添付しております。

７ページから９ページにかけましては、予算の目単位までを記載した「予算実施計画」を、１０ページから１１ページにかけましては事業活動に伴う資金の増減を表す「予定キャッシュ・フロー計算書」を、１２ページから１７ページにかけましては職員の給与費の内容を表す「給与費明細書」を、１８ページは「継続費に関する調書」を、１９ページは「債務負担行為に関する調書」を、２０ページから２５ページにかけましては資産や負債、資本の状況を示す「予定貸借対照表」を、２６ページから２７ページにかけましては、今回の財務諸表等の作成に採用した会計処理の基準等を示した注記をそれぞれ添付してございます。また、３１ページから３７ページにかけましては予算の節単位までを記載した「見積もり基礎」を添付してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

資料変わりまして、別冊の表紙２番「第１回定例会議案説明資料」をご用意いただきたいと思います。

ただ今ご説明しました予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

「定例会議案説明資料」の４７ページをお開きください。

「１、令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」の「（１）業務の予定量」でございますが、給水戸数は前年度より２２４戸減少の６万５，１８０戸でございます。

「年間総給水量」は前年度より１３万４４５立方メートル減少の１，５００万４，７４１立方メートルでございます。

「１日平均給水量」は前年度より３５７立方メートル減少の４万１，１０９立方メートルでございます。

なお、業務の予定量の主な減少理由は、人口減少による水道使用者数の減少を見込んだことによるものでございます。

続きまして、収益的収支ですが、収入総額はご覧の４７ページの下の表「（２）収益的収入」の表中、一番上段の水道事業収益５３億８，４７２万円、前年度

比８億９，６９０万１千円、１４．３パーセントの減少でございます。
一方、収益的支出ですが、支出総額は資料４８ページの「（３）収益的支出」の表中、一番上段の水道事業費用５５億５，３５７万２千円、前年度比６億７，６６０万７千円、１０．９パーセントの減少でございます。
なお、差し引き収支につきましては１億６，８８５万２千円の不足を生じております。
資料は４７ページに戻っていただきまして、収益的収入の主な増減理由ですが、表中の対前年度比較の欄も併せてご覧ください。表中「１、営業収益」の「（１）水収益」は、４０億８，１０３万円、前年度比３，４５３万４千円、０．８パーセントの減少でございます。
減少の理由につきましては人口減少による水道使用者数の減少を見込んだことによるものでございます。
表中「２、営業外収益」の「（１）市町補助金」は７億１，８００万円、前年度比１億５，４７５万２千円、１７．７パーセントの減少でございます。
内訳については後ほどご説明いたします。
その下の「（２）県補助金」は１７９万８千円、前年度比８億３，５７７万５千円、９９．８パーセントの減少でございます。
減少の理由は千葉県市町村水道総合対策事業補助金のうち、今まで高料金対策として助成していただいた分の減少によるものでございます。
その２つ下の「（４）その他営業外収益」は、１億８，８０７万３千円、前年度比１億６７５万８千円、１３１．３パーセントの増加でございます。
増加の理由は旧三芳水道企業団の消費税及び地方消費税還付金１億１，０９４万６千円を見込んだことによるものでございます。
資料は４８ページをお開きください。
続きまして、「（３）収益的支出」の主な増減理由ですが、表中「１、営業費用」の「（１）原水及び浄水費」は、２５億８，４５５万８千円、前年度比４億６，６０４万円、１５．３パーセントの減少でございます。
減少の理由は南房総広域水道企業団からの受水費６億９，０６９万７千円の減少によるものでございます。
また、組織体制の編成に伴う職員配置転換による職員給料７，８４７万６千円、それと職員手当等７，５６８万３千円などの増加によるものでございます。
その下の「（２）配水及び給水費」は、６億３，９２８万８千円、前年度比９，１７５万１千円、１２．６パーセントの減少でございます。
減少の理由は新たな組織体制の編成に伴う職員配置転換による職員給料６，２２５万６千円、職員手当等２，２０８万３千円のそれぞれ減少によるものでございます。

その４つ下の「（６）資産減耗費」は５，８０８万４千円、前年度比７，２２６万２千円、５５．４パーセントの減少でございます。減少の理由は旧南房総市の固定資産除却費２，６２５万円及び旧三芳水道企業団の固定資産除却費４，６０１万２千円の減少によるものでございます。

「２、営業外費用」の「（２）消費税及び地方消費税」は１千円、前年度比４，３００万円、１００パーセントの減少でございます。減少の理由は旧鴨川市の３，５００万円及び旧鋸南町の８００万円の皆減によるものでございます。

その下の「（３）雑支出」は３０万１千円、前年度比４，７５５万４千円、９９．４パーセントの減少でございます。減少の理由は旧南房総市の特定収入に係る消費税等４，７５０万３千円の皆減などによるものでございます。

続きまして「資本的収支」でございます。

資料は４９ページをご覧ください。

収入総額は「（４）資本的収入」の表中、一番上段の「資本的収入」５７億４，５３９万３千円、前年度比４６億８，２１８万５千円、４４０．４パーセントの増加でございます。

支出総額はご覧のページの下の表「（５）資本的支出」の表中、一番上段の「資本的支出」６５億８，７８４万４千円、前年度比３９億９，６１０万８千円、１５４．２パーセントの増加でございます。

なお、差し引き収支につきましては８億４，２４５万１千円の資金不足を生じますが内部留保資金等で補てんをいたします。

次に、上の表の「（４）資本的収入」の主な増減理由でございますが、表中の対前年度比較の欄も併せてご覧ください。

資本的収入の表中「１、企業債」は３５億４，１１４万９千円、前年度比２５億２，０２５万７千円、２４６．９パーセントの増加でございます。

「２、負担金」は８，３２７万５千円、前年度比４，０９６万円、９６．８パーセントの増加でございます。増加の理由は旧鴨川市の消火栓設置負担金３９６万円、旧三芳水道企業団の消火栓設置負担金３，８５３万８千円の増加などによるものでございます。

「３、補助金」の「（１）国庫補助金」１３億３，８８３万２千円及びその下の「（２）県補助金」７億８，２１３万７千円は、ともに皆増でございます。

先ほどご説明いたしました企業債及び補助金の増加理由は、安房地域水道事業の統合・広域化に係る建設改良費等における対象事業費の皆増によるものでございます。

続きまして、その下の表「（５）資本的支出」の主な増減理由でございますが、「１、建設改良費」は５９億１，５９１万４千円、前年度比４１億３，８７５万２千円、２３２．９パーセントの増加でございます。増加の理由は安房

地域水道事業の統合・広域化に係る配水管布設替え工事や連絡管布設工事などの増加によるものでございます。

資料５０ページをお開きいただきまして、「２、主な事業実施計画」をご覧ください。

主な実施事業でございますが、表中１６の計画中、ナンバー１から１１までが国の補助金対象事業でございます。なお、国の補助金名は社会資本総合整備事業の「防災・安全交付金」で、補助率は対象事業費の３分の１でございます。

また、防災・安全交付金の対象事業の内、千葉県の上乗せ補助金として「水道管路耐震化促進事業補助金」、補助率は対象事業費の３分の１も併せて活用いたします。

続きまして、資料は５１ページ「３、関係市町補助金と共通経費」をご覧ください。「（１）関係市町補助金」は各市町一般会計からの繰入金で、館山市が２億１，３００万円、鴨川市が５，４００万円、南房総市が３億５，５００万円、鋸南町が９，６００万円、合計で７億１，８００万円でございます。また、算出理由及び積算方法につきましては記載のとおりでございます。「（２）共通経費」は前々年度の令和６年度有収水量割による負担割合で各セグメントに負担をお願いするものでございます。負担割合につきましてはご覧のとおりですが、主な共通経費は人件費、事務用機器や公用車に係る経費、行政区をまたぐ連絡管布設事業費などでございます。

最後に、資料の５２ページから５３ページにおきまして、セグメント会計である旧水道事業体ごとの予算の概要を前年度と比較して記載しましたので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第２４議案第２２号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」についての説明を終わります。

議長（川﨑浩之）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある方は、ご発言願います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。
議案第２２号「令和８年度安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業会計予算」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

事務局参事（石井聡）
はい、議長。事務局参事。

議長（川﨑浩之）
はい、事務局参事。

事務局参事（石井聡）
先程、佐久間章議員から質疑のありました議案第１０号「公告式条例の一部を改正する条例の制定について」箇所数を２箇所から３箇所に増えます、とお答えしましたが、補足をさせていただきたいと思います。３箇所に掲示所を増やしますが、全ての掲示物を全ての３箇所に掲示するのではなく、それぞれ事務局、消防、水道部の関係するものをそれぞれの掲示所に掲示するということを補足説明させていただきたいと思います。

議長（川﨑浩之）
それでは以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
よって、令和８年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第１回定例会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後３時４８分　閉会
